

「

職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後14日以内において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
---	--

」に改める。

別表第2中「

父母	7日
子	

」を「

父母	7日
子	10日

」に、

「

子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
--------------	----------------------------

」を

「

子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、10日）
--------------	-----------------------------

」に改める。

附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年2月24日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第5号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則
不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和60年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第49条第1項において「郵便等」という。）」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

第49条第1項中「郵便」を「郵便等」に改める。

附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

